**働き方改革推進支援助成金**

 **（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・３次募集分）**

# 支給申請確認書

**ご郵送前に、下記の□の項目についてチェックの上、申請書類と一緒に下記へご送付ください。**

**※令和３年３月１日（月）郵送必着（特殊郵便（特定記録または簡易書留。レターパック可）に限る）**

（送付先）

名 称 テレワーク相談センター

所在地 〒101‐0062 東京都千代田区神田駿河台１‐８‐11

電 話 ０５７０－５５０３４８

□　「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・３次募集分」の様式を使用しているか（「テレワークコース」や　「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」の１次募集分、２次募集分の様式ではない）か。

様式第６号

　　申請事業主の名称を署名又は記名している。

　　支給要領に定める不支給等要件に該当していない。

　　１③の「助成金申請額」が、交付決定通知書（計画を変更した場合は事業実施計画変更承認通知書）で決定（承認）された「助成金の額」を上回っていない。

　　国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給が「有」の場合、当該補助金は同一の措置内容に関するものではない。

　　記入漏れの項目はない。

様式第７号

　　申請事業主の名称を署名又は記名している。

　　「１　実施体制の整備のための措置」を全て事業実施期間内に実施している。

　　議事録には労使双方の参加者名がある。

　　「２（２）事業の詳細」について、実施内容を具体的に記入している。

　　実施した事業の内容は、実施計画どおりとなっている。

　　費用の内訳は、実施した事業内容ごとに単価・個数等の詳細を記入している。

　　記入した単価・個数等は、添付資料や実施した事業内容に記入した内容等により、根拠を確認できる。

　　助成対象ではない経費を含めていない（働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・３次募集分）支給要領の別紙の経費である。）。

　　パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用を含めていない（レンタル、リースはOK）。

　　申請マニュアルの18ページを確認し、助成対象経費でないものが含まれていない。

　　事業実施期間（令和３年１月８日～令和３年１月29日）中に実施した事業に係る経費であって、令和３年１月８日から支給申請日までに実際に支出したもののみを記入している（クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象外）。

　　リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるもので、支給申請日までに支払いがされているもの、また、契約期間は３か月を限度として計上している。その際、年額払い等の場合は月割の金額を記入している。

　　様式第７号別紙に記載された労働者は、直接雇用する労働者である（派遣労働者は記載不可）。

　　様式第７号別紙に記載された労働者は、テレワーク実施の実態等の確認のため、厚生労働省の職員・事務補助者が当該労働者に対して直接問い合わせを行うことがあることについて理解し、同意する。

　　記入漏れの項目はない。

その他

□　「支給申請時の提出書類一覧」記載の資料をすべて添付している。

□　「申請書類の書き方と留意点」に基づいて記入している。

□　添付された領収書に不適切なものはない（日付が事業実施期間外のもの等）。

　　事実と異なる記載や虚偽記載、その他不正申請となる記載はない。

　　　本助成金の交付要綱、支給要領、申請マニュアルを確認した。

　　　本助成金の交付決定、支給決定の審査に必要な事項についての確認を厚生労働省の職員・事務補助者が行う場合には協力する。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、返還請求があった場合、直ちに返還する。

　　　　　　※　不正受給を行った場合、事業主は助成金の返還を求められるだけでなく10.95％の率で計算した加算金が課せられるとともに、３年間助成金が受けられなくなります。

上記について確認のうえ、提出します。

事業主又は代理人　　 住所〒

　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

事業主又は社会保険労務士　住所〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名